



佐野市告示第83号

公共下水道事業受益者負担金賦課対象区域の決定

佐野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年佐野市条例第203号）第5条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めましたので告示します。

その関係図書は、佐野市水道局下水道課において一般の縦覧に供します。

平成31年4月1日

佐野市長 岡部正英

- 1 公共下水道事業受益者負担金賦課対象区域
関川町、免鳥町、吉水駅前二丁目、犬伏新町、並木町、大古屋町、
飯田町、堀米町、小中町、石塚町、栃本町の一部
- 2 公共下水道事業受益者負担金賦課対象区域の地番
別紙のとおり
- 3 縦覧場所
佐野市水処理センター内 佐野市水道局下水道課
- 4 縦覧の期間及び時間
平成31年4月1日から同月15日まで（土・日曜を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで